

○岡谷市医師確保就業支援助成金条例施行規則

平成23年3月16日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡谷市医師確保就業支援助成金条例（平成23年岡谷市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関)

第2条 条例第1条に規定にする市長が指定する市内の医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき長野県知事が告示した次の救急告示医療機関とする。

- (1) 岡谷市民病院
- (2) 諏訪湖畔病院

(診療科)

第3条 条例第2条に規定にする市長が定める診療科は、次のとおりとする。

- (1) 岡谷市民病院 全診療科
- (2) 諏訪湖畔病院 脳神経外科
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める診療科

(助成金の額)

第4条 条例第3条に規定にする市長が定める助成金の額は、次の表のとおりとする。

種類	金額
常勤医師として3年勤務	300万円
常勤医師として2年勤務	200万円

(助成の申請)

第5条 条例第4条の規定により医師確保就業支援助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条に規定する指定医療機関の業務に従事した日の翌日から起算して30日以内に、岡谷市医師確保就業支援助成金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 従事する指定医療機関の推薦書（様式第2号）

(3) 履歴書

(4) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 条例第5条に規定する通知は、岡谷市医師確保就業支援助成金支給決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(請求)

第7条 申請者は、前条に規定する支給の決定の通知を受けたときは、岡谷市医師確保就業支援助成金支給請求書(様式第4号)により請求するものとする。

(変更の届出)

第8条 助成金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を岡谷市医師確保就業支援助成金変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(1) 条例第6条の規定に該当するとき。

(2) 申請書の記載事項に変更があったとき。

(助成金の返還額)

第9条 条例第7条第1項の規定により助成金を返還するときの額は、助成金の額に応じて、当該申請をした助成金の額に、勤務開始から返還の事由が生じたときまでの勤務月数を減じた残りの月数を申請した勤務年数の月数で除した割合を乗じて算出した額とする。

(返還の猶予の申請及び決定)

第10条 条例第7条第2項の規定により返還の猶予を受けようとする受給者は、当該事由の生じた日から起算して30日以内に、岡谷市医師確保就業支援助成金返還猶予申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容の審査を行い、返還の猶予について決定し、岡谷市医師確保就業支援助成金返還猶予決定通知書(様式第7号)により受給者に通知するものとする。

(返還の免除の申請及び決定)

第11条 条例第7条第2項の規定により返還の免除を受けようとする受給者は、当該事由の生じた日から起算して30日以内に、岡谷市医師確保就業支援助成金返還免除申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容の審査を行い、返還の免除について決定し、岡谷市医師確保就業支援助成金返還免除決定通知書（様式第9号）により受給者に通知するものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に使用されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に使用されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和8年規則第15号）

（施行期日）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（令和3規則13・令和8規則15・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（令和3規則13・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（令和8規則15・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

（令和4規則8・一部改正）

様式第5号（第8条関係）

（令和3規則13・一部改正）

様式第6号（第10条関係）

（令和3規則13・一部改正）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）

（令和3規則13・一部改正）

様式第9号（第11条関係）